

学校で「合理的配慮」の提供が義務となります

平成28年4月、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的とした、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されます。

学校園においては、障害のある児童生徒等の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を提供しなければならないとされています。

合理的配慮とは

障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。

（「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会）

合理的配慮に当たり得る配慮の具体例 ※「県立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」一部抜粋

▶ 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

- 配架棚の高い所に置かれた図書や教材教具等を取って渡すこと。
- 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減すること。
- 視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすこと。 等

▶ 意思疎通の配慮の具体例

- 知的障害のある児童生徒等に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使うこと。
- 比喩表現等の理解が困難な児童生徒等に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。
- 多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。 等

▶ ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- 板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること。
- 肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えること。
- 慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりすること。
- 入学試験や検定試験において、公平性を担保する範囲内で、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、例えば別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること。 等

（兵庫県教育委員会特別支援教育課HP：<http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/>）

合理的配慮の実践事例

モデル研究の実践から

本県では、平成25年度から3年間、文部科学省委託事業「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を受託し、地域にある教育資源の組合せ（スクールクラスター）や、交流及び共同学習にかかるモデル研究を行ってきました。

モデル研究で蓄積された合理的配慮の実践事例を校種ごとに紹介します。

本人・保護者からは、「友だちと一緒に学べてうれしかった」「友だちから自分のがんばりを認めてもらえて良かった」「学校のできごとを自分から話してくれるようになった」、担任からは、「対象児童への教材の工夫が、他の児童への指導にも有効であった」「障害の状態のみに目を向けることから、この生徒にどのように学ばせるべきかと考えるようになった」など肯定的な意見が出されました。

合理的配慮の提供は、児童生徒等の自己肯定感の高まりや相互理解の促進のほか、教員の指導力の向上にもつながっています。

集団における心理的な安定が図られた事例

幼稚園

取組のキーワード 活動の見通し 心情や行動の言語化

- 年長。勝ち負けのこだわりが強い一方、自信がないことや、不得手なことを言葉にして他者に伝えることが苦手である。友だちとのトラブルを注意されるとマイナス思考が強まり、登園をしづむ傾向もある。幼稚園は、保護者からの相談を受け、園内委員会において対応を検討した。
- 担任は、本児の特性を踏まえ、視覚的な支援により、見通しをもたせることや、本児の心情や行動の言語化に取り組むこととした。また、保護者と合意形成を図り、家庭においても同様の配慮を行うことにした。
- 苦手だったダンスは、振り付けを図で示し、幼稚園だけでなく家庭でも練習を重ねた結果、運動会の本番では最後まで踊りきることができた。また、言語化により、集団の中での心理的な安定が図られ、成功体験を増やすことができた。
- 小学校への就学にあたって、学校見学を個別に早期実施するとともに、支援の引継ぎを十分に行う。

授業の理解度が深まり、集中力が高められた事例

小学校

取組のキーワード 認知特性に配慮した補助教材の提示

- 小学校4年生。文章の読み取りや、計算が苦手である。授業中では集中力にかけ、離席がみられる。3年生から通級による指導を受けている。個人懇談会において本人・保護者から願いを聞きとり、校内委員会で指導の方法の工夫について検討した。
- 本人・保護者の了解を得て、通級指導教室において、物語文の骨子を短文で表現したり、挿絵を増やした補助教材を作成・活用した。通級指導担当教員は学級担任にその状況を報告し、通常の学級においても、本児の理解度に合わせた発問をする等の手立てを行った。
- このことにより、本児の理解度が深まるとともに集中力が高まり、自信をもって発言する場面が増えた。また、他の児童から本児のがんばりを認める発言が出てきた。
- 読解力をさらに高めながら、国語以外の教科においても、実態に応じた手立てを講じる。

 取組のキーワード 「自立活動」の指導改善

- 中学校2年生。肢体不自由特別支援学級に在籍。四肢麻痺があるため、生活全般において車いすを利用。通常の学級との交流及び共同学習での活動を充実させてほしいとの、本人・保護者の願いを受け、校内委員会において対応を検討した。
- 「自立活動」の指導内容や方法に係る、特別支援学校からの助言を踏まえ、本人・保護者に理解を得たうえで、月1回特別支援学校教員から、姿勢、運動・動作について巡回指導を受け、担任による指導の改善を図った。
- その結果、あぐら座位が確立し、上肢機能の向上につながった。また、交流及び共同学習におけるICT機器を活用した意思疎通や、友だちの働きかけに応じるコミュニケーションの拡大にもつながった。
- 姿勢保持力をさらに向上させ、上肢を使った積極的な活動を拡充させる。

 取組のキーワード 教育相談の実施 視覚的な情報の提示

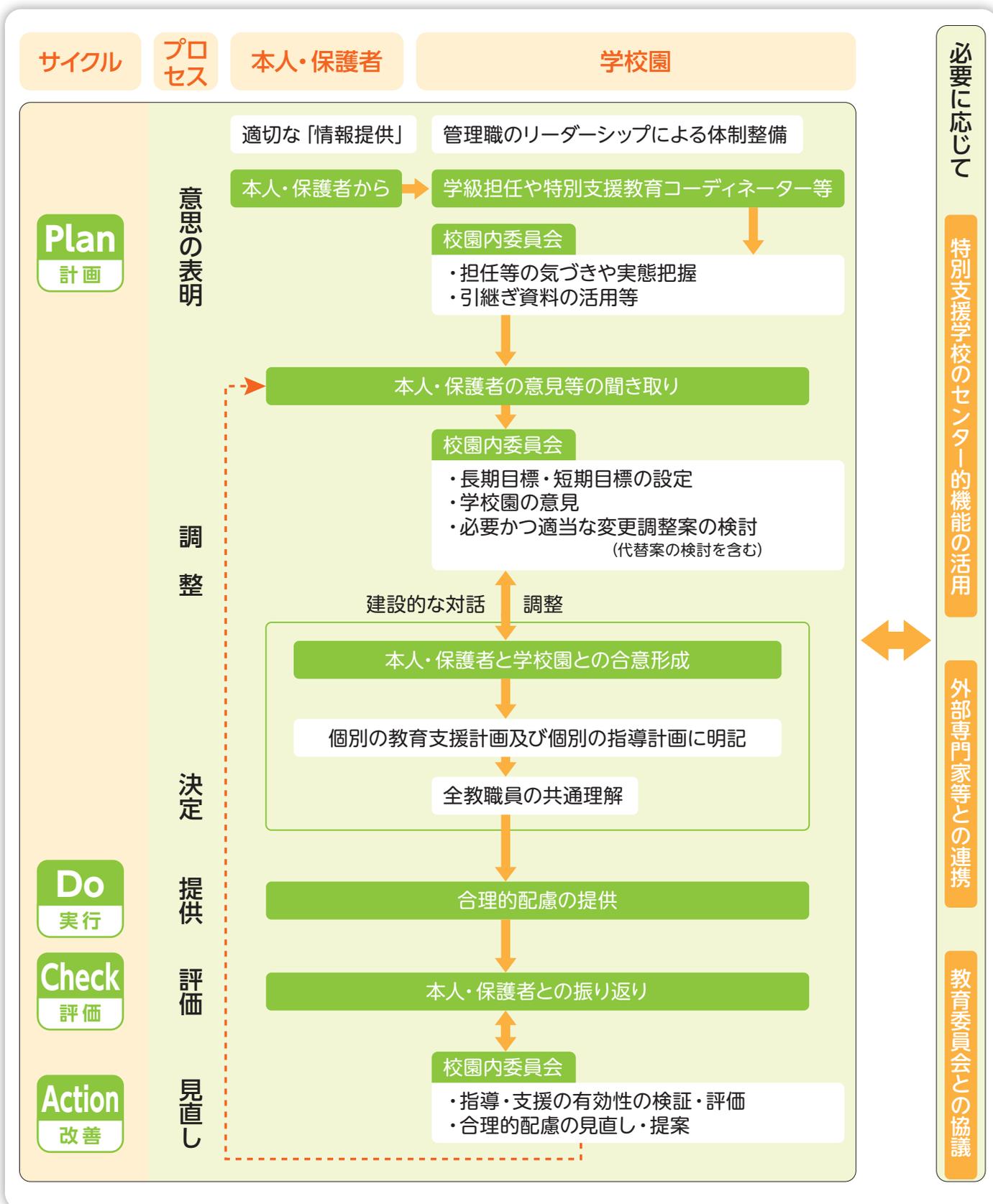
- 高等学校2年生。小・中学校では難聴特別支援学級に在籍。障害程度は重いが、補聴器の装着により、日常生活におけるコミュニケーションに支障はなく、学年相応の学力を身に付けている。しかし、自身の障害の状態が把握できておらず、障害福祉サービスについての知識が乏しい。期末懇談において、本人・保護者からの進路に関する相談を受け、校内委員会において対応を検討した。
- 卒業後の社会自立に向け、聴覚障害や、障害福祉サービスについて理解を深めるため、教育相談を実施した。また、机間指導では、指示の要点をメモ書きにして渡すなど視覚的な情報を提供した。
- 教育相談を通じ、自己理解が進み、学力が安定した。志望大学での聴講体験等を通して、自身の障害を受け入れながら、前向きな進路選択ができるようになった。
- 自身の障害の状態を他者に伝える力や、必要に応じて自ら支援を求めたりする力を高めさせる。

 取組のキーワード ペアリングの工夫 学習内容の調整

- 知的障害特別支援学校高等部3年生。他者の気持ちを読み取りにくく、自分が興味のあることだけを一方的に話す。本人・保護者は、一般就労を希望しているものの、コミュニケーションに課題を感じている。進路懇談会での保護者からの相談を受け、校内委員会において対応を検討した。
- 高等学校との交流及び共同学習において、ペアとなる高校生徒に対し、本生徒の特性を事前に十分伝えた。本生徒がペアの生徒に自ら作業手順を説明する機会となるよう、本生徒が経験した現場実習の作業内容を学習内容に取り入れた。
- 高校生徒とのやりとりを通じて、意思を伝えられた満足感や学習成果を認められた充実感から、心理的に安定し、自己肯定感が高まり、他者からの働きかけを聞き入れられるようになった。
- 現場実習や就労先の様子を動画で事前に見せ、見通しを持たせたうえで、実習にのぞめるようにする。

合理的配慮の提供のプロセス例

合理的配慮は、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられるよう、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、発達段階を考慮しつつ、下記のプロセス例により合意形成を図ったうえで提供します。提供後は結果を評価して柔軟に見直すなど、組織的にPDCA（計画-実行-評価-改善）サイクルを確立させていくことが重要です。



支援の引継ぎ: 進学等の移行期においても、途切れることのない一貫した組織的な支援を提供するため、個別の教育支援計画等により、合理的配慮の引き継ぎを行うことが必要です。

プロセスにおける留意点

Plan

計画

本人・保護者からの申出や担任等の気づきから

- 学校園は、相談窓口や相談を受け付けた後の手続きの流れについて、あらかじめ周知するなど、本人・保護者が相談体制を利用しやすい環境づくりに努めましょう。
- 本人・保護者からの相談等の申出があれば、丁寧に聞き取りましょう。
- 相談等の申出や意思表示がない場合でも、学校園での行動観察等から、本人の困難さが明らかな場合には、適切な配慮を提案するために、建設的な対話で働きかけるなど、自主的な取組に努めましょう。

校園内委員会での検討

- 本人・保護者からの相談等の申出を受け、組織的かつ迅速に対応しましょう。
- 実態把握やそれにもとづく指導・支援の内容等については、特別支援学校のセンター的機能や外部専門家の意見を活用することが有効です。必要に応じて設置者（教育委員会）との協議も行います。

本人・保護者と学校園との合意形成

- まずは、1週間～1カ月間の学校園行事や学習内容等において、優先すべき合理的配慮について検討しましょう。
- 児童生徒等が能力等を最大限度まで発達させ、十分な教育を受けられるようにするという目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要です。
- 具体的な場面や状況に応じて、代替措置の選択も含め、双方の建設的な対話による相互理解を通じて決定しましょう。
- 合理的配慮の内容を柔軟に見直すことができることを、本人・保護者との間で、共通理解を図っておきましょう。
- 合意された合理的配慮の内容は、個別の教育支援計画等に明記し、関係する教職員、特別支援教育支援員、関係機関の職員等がプライバシーに配慮しつつ、情報を共有しましょう。

合理的配慮の提供にあたっては、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことや、実施に伴う負担が過重でないこと等に留意する必要があります。
均衡を失った又は過度の負担を課すと判断した場合には、その理由をわかりやすく説明しましょう。

Do

実行

合理的配慮の提供

- 全教職員の共通理解のもと、組織的に対応しましょう。
- 提供するにあたり、本人及び周囲の児童生徒等の変化を観察し、記録しておきましょう。

Check

評価

本人・保護者との振り返り

- 学校園は、本人にとって、十分な教育が受けられるように提供できているかという観点から、定期的に評価することが重要です。

Action

改善

合理的配慮の見直し

- 本人・保護者と発達の状況等を勘案しながら、本人にとって最適な合理的配慮に改善しましょう。

チームとして取り組む 校園内支援体制の充実

特別支援教育にかかる校園内支援体制の現状と課題を把握し、課題解決を図るため、「充実度点検シート」を作成しました。兵庫県教育委員会特別支援教育課HP <http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/> からダウンロードして、校園内委員会や研修会等で活用してみましょう。

チームとして取り組む校園内支援体制の充実度点検シート(平成28年3月)

A 管理職のリーダーシップ

- 学校園長のリーダーシップのもと、学校園経営（内容や評価等）に特別支援教育の視点が生かされている。
- 管理職、コーディネーター、担任等がチームとなって、校園内支援体制を充実していくことを明確にしている。
- 管理職自身が学習面、生活面で支援を要する児童生徒等の状態や対応について、把握している。
- 管理職を含めたすべての教職員が特別支援教育にかかる専門性を高めるため、計画的な校園内研修を行っている。
- 管理職から教職員や保護者・地域に向けて、特別支援教育の情報が発信されている（校園内外での会議や学校園だより等）。

B 校園内委員会の活動

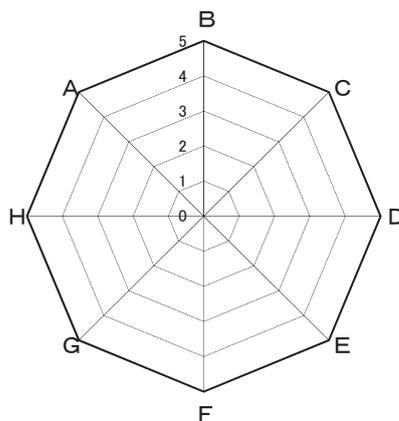
- 校園内委員会が運営計画に位置付けられ、年間計画に基づき定期的あるいは必要に応じて開催されている。
- 気がかりな児童生徒等の情報交換や特別な支援の必要性の判断が校園内委員会において行われている。
- 必要と判断された児童生徒等や保護者への具体的な支援内容や方法について検討が行われている。
- 校園内委員会での決定事項が全教職員に知らされ、共通理解のもと実施されている。
- 児童生徒等・保護者への支援等についての評価や見直しが校園内委員会の活動として行われている。

C 特別支援教育コーディネーター

- コーディネーターが校務分掌や要覧に明記され、窓口が明確になっている。
- コーディネーターが支援を必要とする児童生徒等の情報を十分得ることができるよう、複数指名するなど、活動しやすい体制を整えている。
- コーディネーターが中心になって、校園内研修会を年間計画に基づき実施している。
- コーディネーターは、担任と共に個別の指導計画や個別的教育支援計画を作成するなど、助言、調整を行っている。
- 支援にかかる地域資源（福祉・医療等）の活用について、コーディネーターが中心になって、校園内委員会で話し合っている。

H 教職員の専門性

- 各学年、学級の児童生徒等の学習や生活の状況について、日常的に教職員間で情報交換が行われている。
- 特別支援教育について校園内での研修会が設けられ、すべての教職員が参加している。
- 特別な支援の必要性の判断や、具体的な支援方策の決定・評価に際しては、特別支援学校のセンター的機能を活用するなど、専門性向上の取組がなされている。
- 特別支援教育について、事例検討会を行うなど、具体的な指導方法の実践研究を行っている。
- 校園外の研修を受講した教職員が得た知識等について、資料提供等をするなど学び合い、共有し合う仕組みがある。



D 個別の指導計画

- 児童生徒等の実態を把握したうえで、担任を中心に、個別の指導計画を作成し、関係教職員で妥当性を確認している。
- 一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等が明確に示されている。
- 個別の指導計画の内容について、担任等は本人・保護者に十分に説明し、共通理解を図っている。
- 個別の指導計画は、関係教職員で必要に応じて評価され、見直し、修正が行われている。
- 個人情報の取扱いに留意して、個別の指導計画の引継ぎが適切になされている。

G 保護者との連携

- 担任は、保護者から児童生徒等の特性や、特性に応じた効果的な支援、願いなどを十分に聞き取っている。
- 学校園での合理的配慮（支援内容や方法等）について、保護者との話し合いの場をもち、合意形成を図っている。
- 連絡帳や電話、家庭訪問を通じて児童生徒等への指導の経過について、保護者に伝えている。
- 学期末や年度末に指導・支援の効果を保護者とともに評価し、改善すべき点について話し合っている。
- 卒業にあたって、保護者に引継ぎの有効性を説明するとともに、進路先に支援の引継ぎを行っている。

F 児童生徒等への学習・生活支援

- 児童生徒等の実態から、得意なことと苦手なことが整理され、関係教職員で支援の方向性が共通理解されている。
- 目標、内容や方法を明確にした個別の指導計画等にもとづき、チームとして指導支援を行っている。
- 児童生徒等の学習・生活支援について具体的な教職員の役割分担や必要に応じた環境調整がなされている。
- 学習・生活支援にかかる関係教職員が指導・支援を定期的に評価するとともに、必要に応じて見直しを行っている。
- 児童生徒等の発達状況等について、定期的に保護者と確認がなされている。

E 個別的教育支援計画

- 家庭や関係機関の情報を十分に反映して、担任を中心に、個別的教育支援計画を作成し、関係者で妥当性を確認している。
- 個別的教育支援計画の内容については、長期的な視点に立って、本人・保護者と共通理解を図りながら決定されている。
- 福祉、医療等の関係機関の情報を反映するとともに、誰がどのように支援していくのか、役割分担が明確にされている。
- 個別的教育支援計画は、福祉、医療等の関係者と必要に応じて評価を行い、見直し、修正が行われている。
- 入学卒業等にあたって、関係する学校園と支援を引き継ぐ場を設定し、適切に引継ぎを行っている。

活用例 1

校園内委員会等での活用

- ①各教職員があてはまる項目にチェックし、特別支援教育コーディネーターや研修担当等に提出
- ②データを集約し、レーダー図を作成するなど、研修資料を作成
- ③研修資料をもとに、取り組めている項目の評価、及び改善すべき項目の対応策を協議
- ④対応のための具体的な役割分担を決定し、実践

活用例 2

特別支援教育コーディネーター研修会での活用

- ①各特別支援教育コーディネーターが自校園の状況について、項目にチェックし、レーダー図を作成
- ②グループごとに、自校園が取り組めている項目と、十分でない項目について情報共有
- ③十分に取り組めていない項目について、先行事例を参考に、グループ協議
- ④研修会での協議内容を、自校園で報告するとともに、取組を見直し、実践

教職員の協働による機能的な支援体制の構築

「充実度点検シート」の活用等により、本人・保護者が相談しやすい環境づくり、校園内委員会を機能化させること、特別支援教育コーディネーターを中心として校園内外との連携を促進させることが重要です。児童生徒等の指導や、保護者との連絡に携わる教職員一人一人が、障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことについて、学校教育が担う役割を認識し、研修等を通じて障害者差別解消法の趣旨を理解するとともに、障害に関する理解を深め、教職員の協働による実践を積み重ねていきましょう。

これからの取り組みポイント

1 本人・保護者への丁寧な情報提供と意見等の聞き取り (合理的配慮の提供のプロセス例参照)

学校園は、本人・保護者が見通しを持てるよう、十分な情報を丁寧に提供するとともに、学習や生活における不安や願い、意見等を十分に聞き取り、個別に具体的な対応を検討しましょう。

2 合理的配慮の提供にかかる本人・保護者と学校園との合意形成と提供後の定期的な評価・改善 (合理的配慮の提供のプロセス例参照)

学校園は、本人・保護者との建設的な対話により、必要な合理的配慮について合意形成を図るとともに、その内容を、個別の教育支援計画等に明記しましょう。

合意形成後も、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に見直していくことが必要です。

3 チームとして取り組む校園内支援体制の充実

(チームとして取り組む校園内支援体制の充実度点検シート参照)

管理職のリーダーシップのもと、障害のある児童生徒等に十分な教育を行うため、校園内委員会の開催、実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名など機能的な支援体制を構築しましょう。

もっと
知りたい!

Q&A



Q 合理的配慮の提供の対象となるのは、身体障害者手帳や療育手帳等を取得している児童生徒等ですか？

A 診断書や障害者手帳等の有無は、判断の基準ではありません。
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある児童生徒等であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある児童生徒等が対象です。

Q これまで取り組んできた教育的配慮と合理的配慮は異なるものですか？

A 法に規定された合理的配慮にあたる取り組みには、これまで日常的に実践されているものも含まれます。
合理的配慮は、障害のある児童生徒等が、他の児童生徒等と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するため、「教育内容・方法」「支援体制」「施設・設備」の観点（「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会）から整理されるものです。これまでの取組も観点にそって確認する必要があります。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれることに留意する必要がありますとされています。

Q 本人・保護者から意思の表明のあった合理的配慮は全て提供しなければならないのですか？

A 合理的配慮は、理にかなった変更・調整であり、理にかなっていないければ、表明のあった内容を提供できない場合も考えられます。
本人・保護者の意思の表明を受けて、具体的場面や状況に応じて、「何のために提供するのか」「必要とされる合理的配慮は何か」「何を優先して提供する必要があるのか」「教育の目的・内容・機能の本質的な変更となっていないか」等を検討します。検討の結果、提供できない場合は、引き続き、十分な情報提供を丁寧に行うとともに、本人に十分な教育を提供する視点から、代替の合理的配慮等について、合意形成を図っていくことが重要です。

Q 合理的配慮の提供の際に、他の児童生徒等に対して留意すべきことは何ですか？

A 周囲の児童生徒等への対応やその保護者への理解啓発に留意することが重要です。
障害のない児童生徒等にとっても、障害に対する適切な知識を得る機会を提供するとともに、バランスのとれた自己理解、達成感の積み重ねから得られる自己肯定感や自己の感情等をコントロールする方法を身に付けつつ、他者理解を深めていくことが必要です。児童生徒等の多様性を踏まえた学級づくりや学校づくりが望まれます。

さらに
知りたい!

合理的配慮の提供に関する情報

■ 県立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月）

※兵庫県教育委員会特別支援教育課HP <http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/> に掲載しています。

■ 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年11月）

■ インクルーシブ教育システム構築支援データベース（独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所）

※本データベースには、インクルーシブ教育システムに関連するQ&Aや資料も掲載されています。

インクルDB

検索

— 問合せ先 —

兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL:078-362-3774 FAX:078-362-4286